

(11) 特別支援学校自立教科教諭の普通免許状を取得する方法

①文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関を卒業等又は医師免許を有している

場合（施行規則第64条第1項）

免許状の種類・教科		基礎資格
特別支援学校自立教科教諭	一種免許状	理療
		文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科を卒業したこと。
		医師免許を受けていること。
		理学療法
	二種免許状	下表に掲げる科目の単位を計26単位以上修得していること。
		音楽
		文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の音楽科を卒業したこと。
		特殊技芸
		文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科を卒業したこと。
	二種免許状	理療
		文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成課程の理療科に1年以上在学したこと。
		理学療法
		下表に掲げる科目の単位を計16単位以上修得していること。
	二種免許状	音楽
		文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の音楽科に1年以上在学したこと。
	二種免許状	特殊技芸
		文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科に1年以上在学したこと。

基礎資格		自立教科教諭一種免許状（理学療法）			自立教科教諭二種免許状（理学療法）		
在職年数及び単位数							
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2			2		
視覚障害者に関する教育の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	8	2	1	4	1
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2			1		
視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5		2	3		1
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目						
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3			3		

②上級の免許状を取得する方法（施行規則第64条第2項）

授与を受けようとする免許状の種類		有することを必要とする免許状 ※1		最低在職年数 ※2	最低修得単位数 ※3				
					特別支援教育領域に関する科目		教科に関する専門的事項に関する科目等		計
特別支援学校自立教科教諭	一種免許状	二種免許状	理療	5年	特別支援教育の基礎理論に関する科目	3	理療に関する科目	7	10
					特別支援教育領域に関する科目				
			理学療法	5年	特別支援教育の基礎理論に関する科目	3			3
					特別支援教育領域に関する科目				
			音楽	10年					
			理容	10年					
			特殊技芸	10年					
	二種免許状	臨時免許状	理療	5年	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4	理療に関する科目	9	15
					特別支援教育領域に関する科目	2			
			理学療法	5年	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4			6
					特別支援教育領域に関する科目	2			
			音楽	5年	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4	音楽に関する科目	4	10
					特別支援教育領域に関する科目	2			
			理容	5年					
			特殊技芸	5年	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4	美術、工芸及び被服のそれぞれに関する科目	4	10
					特別支援教育領域に関する科目	2			

【有することを必要とする免許状】※1

ア 理療の教科について普通免許状の授与を受ける場合

医師の免許を受けている場合を除き、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許を有していなければならない。

イ 理学療法の教科についての普通免許状の授与を受ける場合

理学療法士の免許を有していなければならない。

ウ 理容の教科についての普通免許状の授与を受ける場合

理容師又は美容師の免許を有していなければならない。

【最低在職年数】

※2 有することを必要とする免許状を取得した後の在職年数でなければならない。

注：在職年数の算定については、必ず108頁「在職年数の算定方法及び実務成績証明書について」を確認すること。

【最低修得単位数】

※3 有することを必要とする免許状を取得した後、大学、文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関又は文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得するものとする。

※4 『特別支援教育に関する科目』の単位は、授与を受けようとする免許教科に応じ、それぞれ視覚障害者に関する教育又は聴覚障害者に関する教育を中心として、修得するものとする。